Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成20年6月13日 自動車交通局

# 法人タクシー運転者登録制度を開始します ~指定地域を全国13地域に拡大~

平成20年6月14日より、改正タクシー業務適正化特別措置法が施行され、全国13 の指定地域において、新たなタクシー運転者登録制度が開始されます。これらの指定地域 では、講習を受講・修了し、タクシー運転者登録を受けないと、タクシーに乗務すること ができなくなります。また、登録タクシー運転者が悪質な法令違反を行ったり重大事故を 惹起したなどの場合は、登録が取り消され、一定期間、指定地域での乗務ができなくなり ます。

## 1. 指定地域

### 指定地域を流し営業が中心の13地域に拡大

従来の指定地域

東京地域 大阪地域



東京地域、大阪地域に加えて

札幌地域、仙台地域、さいたま地域、 千葉地域、横浜地域、名古屋地域、 京都地域、神戸地域、広島地域、 北九州地域、福岡地域

新たに指定地域に追加

※なお、新たに追加された指定地域で、既に法人タクシーに乗務している 者についても、半年以内に講習を受講し、登録を受けることが必要です。

#### 2. タクシー運転者登録の対象事業者数及び運転者数(13指定地域の合計)

(1) 法人タクシー事業者数(注)

1, 573社 (全国 6,975社の約23%)

(2) 法人タクシー運転者数

約218,500人

(全国 357, 794 人の約 61%)

(注) ハイヤー及び福祉専業事業者を除く

# 3. タクシー運転者登録の要件

タクシー運転者登録を受けるためには、運輸局長が認定する講習(法令、安全、接遇 及び地理)の受講・修了が必要となります(東京、大阪については、引き続き地理試験 も実施)。

# 4. タクシー運転者登録の取消処分など

- ○登録タクシー運転者が悪質な法令違反を行ったり重大事故を惹起したなどの場合は、 運輸局長が登録の取消処分を行い、一定期間、指定地域での乗務ができなくなります。
- ○軽微な違反の場合は警告を行うとともに違反点数を付与し、一定の点数に達した場合 は講習の受講命令が出されます。

【連絡先】 自動車交通局旅客課 蔵持、宮本

Tal: 03-5253-8111 (内線41251・41243)

03-5253-8568 (直通)